

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長の通知「令和7年5月30日付、保医発 0530 第2号」により、下記の検査項目診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項が通知されましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

記

新規収載項目

- 悪性腫瘍組織検査(処理が容易なもの)
(医薬品の適応判定の補助等に用いるもの)
(DNAメチル化検出検査)

適用日

2025年6月1日(日)より適用

※詳細につきましては、裏面の内容をご参照ください。



保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL. 045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL. 048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL. 075-933-6060

新 規 収 載 項 目

▼太字下線部分が追加されました。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
悪性腫瘍組織検査(処理が容易なもの) (医薬品の適応判定の補助等に用いるもの) (DNAメチル化検出検査)	2500点	遺伝子関連・染色体 100点	「D004-2」 悪性腫瘍組織検査	(16) RAS 遺伝子野生型の治療切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌におけるDNAメチル化検出検査は、当該疾患における治療薬の選択の補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、リアルタイムPCR法によりDNAメチル化状態の検出を行った場合に、本区分の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用し、患者1人につき1回に限り算定する。

※受託未定